第208期
定時株主総会
招集ご通知

＜株主のみなさまへのお知らせ＞

・株主総会にご出席される株主さまへのお土産を廃止させていただいております。あらかじめご了承願います。
・ご来場いただけない場合は、インターネットまたは議決権行使書のご返送による議決権行使をぜひご活用ください。

開催日時

2024年６月27日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前９時）

開催場所

東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目１番１号
ロイヤルパークホテル２階「有明」
※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照願います。

郵送・インターネットによる議決権行使期限

2024年６月26日（水曜日）午後５時30分

議　　案

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件

ニチアス株式会社

証券コード　5393

ニチアス理念

ニチアスは、
「断つ・保つ」の技術で
地球の明るい未来に貢献します。

私たちの約束

ルールを守り、社会と共に歩みます。

感謝の心を忘れず、
お客さまの満足を追求します。

互いに信頼し、共に成長します。

ニチアス

逆三角形はニチアスの組織運営の考え方を表す「サポートシンボル」です

証券コード　5393
2024年６月３日
（電子提供措置の開始日　2024年５月30日）

株　主　各　位

東京都中央区八丁堀一丁目６番１号
ニチアス株式会社
取締役社長　亀　津　克　己

第208期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第208期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第208期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

①　当社ウェブサイト
https://www.nichias.co.jp/ir/news/index.html

②　東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

③　株主総会ポータル®（三井住友信託銀行）
https://www.soukai-portal.net
同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・パスワードをご入力ください。

　電磁的方法（インターネット）または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2024年６月26日（水曜日）午後５時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　2024年６月27日（木曜日）午前10時
2．場　　所　東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目１番１号 ロイヤルパークホテル２階「有明」
3．会議の目的事項
報告事項
1．第208期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第208期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
・代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名に委任することができます。
　この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。
・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
・各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがございます。閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認いただくか、時間をおいて再度アクセスしてください。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主のみなさまの重要な権利です。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使ください。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

1. 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時 **2024年6月27日（木曜日）午前10時**

会　場 **ロイヤルパークホテル　2階「有明」**

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

【代理人によるご出席について】

議決権を有する当社の他の株主1名を代理人にご指定のうえ、代理権を証明する書面を株主総会当日、会場受付にご提出ください。

2. 郵送で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

日　時 **2024年6月26日（水曜日）午後5時30分到着分まで**

3. インターネットで議決権をご行使される場合



次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

日　時 **2024年6月26日（水曜日）午後5時30分まで**

※インターネットによる議決権行使と議決権行使書用紙の郵送による議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによるものを有効として取り扱わせていただきます。
※インターネットにより複数回議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効として取り扱わせていただきます。
※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金、通信事業者への通信料金等は株主さまのご負担となります。
※パソコン、またはスマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
詳細につきましては、次頁記載の「三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル」にお問い合わせください。

機関投資家のみなさまへ

㈱ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。

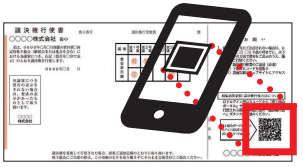

2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。

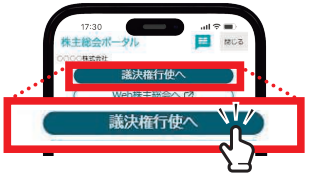

3 スマート行使®トップ画面が表示されます。
以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

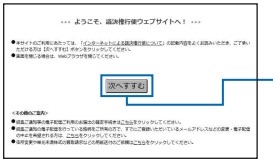

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

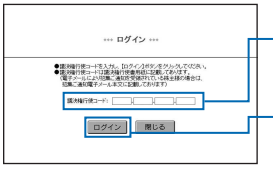

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」と実際にご使用になる新しいパスワードを入力し、「登録」をクリック

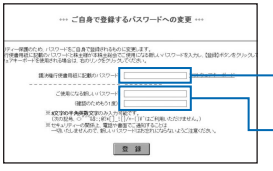

「パスワード」を入力

「新しいパスワード」を入力

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120－652－031（受付時間　午前9時～午後9時）

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社グループは、収益力を高めるために経営基盤の強化を図りながら、配当可能利益の拡大と株主価値の向上を通じて株主のみなさまに対する長期的かつ適正な利益還元を図る一方、再投資のための内部留保を充実することを利益配分の基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の方針に基づき、当期の業績および今後の事業展開等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

1	配当財産の種類	**金銭**
2	配当財産の割当てに関する事項およびその総額	**当社普通株式１株につき　金　50円** **総額　3,285,028,750円**
3	剰余金の配当が効力を生ずる日	**2024年６月28日**

※中間配当金として１株につき48円をお支払いいたしておりますので、当期の年間の配当金は１株につき98円となります。

第２号議案　取締役８名選任の件

昨年の定時株主総会におきまして選任いただきました取締役全員（８名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。また、各取締役候補者に関する事項は、８頁から15頁に記載のとおりであります。

【ご参考】スキル・マトリクス

当社は、「断つ・保つ」をキーワードとした技術力を発揮することで様々な産業の発展をささえ、なくてはならない製品とサービスを提供し"地球の明るい未来"に貢献していきます。また、そのためにもガバナンス体制の充実やサスティナビリティを重視した経営に取り組んでいます。取締役会を構成する取締役は、これらの取り組みを実現するうえで、必要な資質を有した布陣としております。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況	専門性・経験				
				企業経営・戦略	財務・会計	法務・コンプライアンス	営業・マーケティング	製造・開発
1	亀津 克己（かめつ かつみ） 再任	代表取締役　社長	15回／15回 (100%)	○	○	○	○	
2	山本 司（やまもと つかさ） 再任	代表取締役　専務執行役員 内部統制・コンプライアンス・サステナビリティ・経理担当	15回／15回 (100%)	○	○	○		
3	田邉 智（たなべ さとし） 再任	取締役 常務執行役員 生産部門・安全衛生・環境・品質保証統括 生産本部長	15回／15回 (100%)	○		○		○
4	佐藤 清（さとう きよし） 再任	取締役 上席執行役員 研究開発・デジタル化推進担当 研究開発本部長	15回／15回 (100%)	○		○		○
5	龍光 幸徳（りゅうこう ゆきのり） 再任	取締役 上席執行役員 営業部門担当 高機能製品事業本部長	15回／15回 (100%)	○			○	○
6	江藤 洋一（えとう よういち） 再任 社外 独立	社外取締役	15回／15回 (100%)		○	○		
7	和智 洋子（わち ようこ） 再任 社外 独立	社外取締役	15回／15回 (100%)		○	○		
8	真鍋 靖（まなべ やすし） 新任 社外 独立	―	―	○			○	○

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その内容の概要は、事業報告（36頁）の「(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。2024年６月に当該保険契約を更新する予定であり、各候補者が再任または選任された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。
３．上記スキル・マトリクスは、全ての専門性と経験を記載するものではなく、特に期待する分野について記載したものとなります。

再任　再任役員候補者　　新任　新任役員候補者　　社外　社外役員候補者　　独立　独立役員候補者

候補者番号 1

かめ つ かつ み 亀 津 克 己

再任

生年月日：1962年７月28日生
所有する当社の株式の数：36,213株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 3 月	当社入社
2007年 4 月	当社工業製品事業本部高機能樹脂製品事業部東京営業部長
2008年 3 月	当社工業製品事業本部工業製品事業部東日本第三営業部長
2009年 4 月	当社工業製品事業本部工業製品事業部海外営業部長
2010年 3 月	当社工業製品事業本部海外営業部長
2011年 4 月	当社工業製品事業本部営業統括部長兼海外営業部長
2013年 4 月	当社工業製品事業本部副本部長兼海外営業部長
同年 6 月	当社執行役員
2014年 3 月	株式会社イノクリート代表取締役社長
2016年 4 月	当社基幹産業事業本部長
同年 6 月	当社取締役執行役員
2019年 6 月	当社取締役常務執行役員
2022年 4 月	当社経営企画担当
同年 6 月	当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

主に工業製品、高機能製品などの事業分野に従事したほか、当社グループ子会社社長を経験し、基幹産業事業本部長として事業運営に携わることにより、経営および事業運営全般に関する高度な知見を有しております。幅広い知識と豊富な経験を当社の経営に活かすことにより、当社の企業価値の持続的な向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

やま もと つかさ
山 本 司

再任

生年月日：1961年９月23日生
所有する当社の株式の数：16,240株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 3 月	当社入社
2011年 7 月	日本ロックウール株式会社 代表取締役社長
2014年 1 月	当社建材事業本部統括部長（営業・生産担当）兼 改修対策部長
同年 1 月	株式会社ニチアスセムクリート 代表取締役社長
2017年 4 月	当社経営企画部長
2018年 4 月	当社管理本部副本部長兼総務部長
同年 6 月	当社執行役員
2020年 6 月	当社管理本部長
2021年 6 月	当社取締役執行役員
2022年 6 月	当社代表取締役専務執行役員（現任）
同年 6 月	当社内部統制・コンプライアンス・ＣＳＲ・経理担当
2023年10月	当社内部統制・コンプライアンス・サステナビリティ・経理担当（現任）

取締役候補者とした理由

主に建材事業に従事したほか、当社グループ子会社社長、経営企画部長を経験し、管理本部長として管理全般に携わることにより、経営および事業運営全般に関する高度な知見を有しております。幅広い知識と豊富な経験を当社の経営に活かすことにより、当社の企業価値の持続的な向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

田邉（たなべ） 智（さとし） 再任

生年月日：1960年５月23日生
所有する当社の株式の数：15,612株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年４月	当社入社
2006年４月	当社鶴見工場高機能樹脂製品製造部長
2007年４月	当社鶴見工場長
2009年８月	当社経営企画部長
2012年４月	当社高機能製品事業本部技術生産統括部長兼樹脂技術開発部長
2013年４月	当社高機能製品事業本部副本部長
2013年６月	当社執行役員
2014年４月	当社技術本部長
2019年６月	当社取締役執行役員
2021年６月	当社取締役常務執行役員（現任）
2023年10月	当社生産部門・安全衛生・環境・品質保証統括（現任）
2024年４月	当社生産本部長（現任）

取締役候補者とした理由

主に技術分野に従事したほか、鶴見工場長、経営企画部長、高機能製品事業本部副本部長を経験することにより、経営および事業運営全般に関する高度な知見を有しています。幅広い知識と豊富な経験を当社の経営に活かすことにより、当社の企業価値の持続的な向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

佐藤（さとう） 清（きよし） 再任

生年月日：1962年９月３日生
所有する当社の株式の数：11,022株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2003年 6 月　当社入社
2008年 4 月　当社浜松研究所
　　研究開発部門GL
2014年 8 月　当社研究開発本部
　　浜松研究所長
2016年 6 月　当社執行役員
2016年 6 月　当社研究開発本部副本部長兼
　　浜松研究所長
2018年 4 月　当社研究開発本部長（現任）
2021年 6 月　当社取締役執行役員
2023年10月　当社研究開発・デジタル化
　　推進担当（現任）
2024年 4 月　当社取締役上席執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

主に研究開発部門に従事し、浜松研究所長、研究開発本部長として研究開発部門の組織運営に携わることにより、研究開発全般に関する高度な知見を有しています。幅広い知識と豊富な経験を当社の経営に活かすことにより、当社の企業価値の持続的な向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

りゅう こう ゆき のり
龍 光 幸 徳

再任

生年月日：1965年1月28日生
所有する当社の株式の数：15,235株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 9 月	当社入社
2009年10月	当社工業製品事業本部高機能製品事業部東日本営業部長
2010年 3 月	当社高機能製品事業本部東日本営業部長
2014年 4 月	当社高機能製品事業本部統括部長兼東日本営業部長
2016年 4 月	当社高機能製品事業本部営業統括部長
2017年 6 月	当社執行役員
2017年 6 月	当社高機能製品事業本部副本部長
2021年 4 月	当社高機能製品事業本部副本部長兼企画管理部長
同年 6 月	当社高機能製品事業本部長（現任）
2022年 6 月	当社取締役執行役員
2023年10月	当社営業部門担当（現任）
2024年 4 月	当社取締役上席執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

主に高機能製品事業に従事し、高機能製品事業本部長として高機能製品部門の組織運営に携わることにより、経営および事業運営全般に関する高度な知見を有しています。幅広い知識と豊富な経験を当社の経営に活かすことにより、当社の企業価値の持続的な向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 6

江藤 洋一（えとう よういち）

再任　社外　独立

生年月日：1950年８月11日生
所有する当社の株式の数：０株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年 ４月	弁護士登録（現任）
2003年 ４月	第一東京弁護士会副会長
2005年 ４月	関東弁護士会連合会副理事長
2006年 ７月	常石造船株式会社社外監査役
2010年 ４月	第一東京弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長
2011年 ６月	当社社外監査役
2012年 ６月	株式会社ジャパンディスプレイ社外監査役
2014年 ６月	公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター理事
2015年 ６月	当社社外取締役（現任）
2016年 ４月	関東弁護士会連合会理事長
2020年 ８月	Sunrise Partners株式会社監査役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士として幅広い知見と高度な識見、法曹界における豊富な経験を有していることから、経営全般の監督と有効な助言を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、江藤氏はこれまで直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として長年携わってきた企業法務において高い実績をあげており、その職歴等により、会社経営に関しても高い見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

（注）江藤洋一氏は、社外取締役候補者であり、社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出ており、同氏の再任をご承認いただいた場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

(2) 同氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって９年であります。また、同氏は過去に当社の社外監査役でありました。

(3) 当社は、定款の規定に基づき同氏との間で責任限定契約を締結しており、その内容の概要は、事業報告（36頁）の「(２) 責任限定契約の内容の概要」に記載のとおりであります。同氏の再任をご承認いただいた場合には同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

(4) 同氏が社外監査役として2020年８月まで在任していた株式会社ジャパンディスプレイは、2020年４月13日に不適切会計に係る第三者委員会による調査結果および過年度決算修正について公表しております。同氏は、この事実について事前には認識しておりませんでしたが、日頃から内部統制システムやコンプライアンスに関する具体的施策について確認し、意見表明を行っておりました。上記事実の判明後、同氏は、再発防止に向けたコンプライアンス体制の整備・充実やその徹底についての確認や提言を適宜行っております。

候補者番号 7

和智 洋子（わち ようこ）

再任　社外　独立

生年月日：1960年４月29日生
所有する当社の株式の数：０株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年 ４月　弁護士登録（現任）
同年 ４月　梶谷綜合法律事務所入所（現在）
2015年 ６月　当社社外監査役
2016年 ３月　大塚ホールディングス株式会社社外監査役
2019年 ６月　当社社外取締役（現任）
2023年 ６月　エステー株式会社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士として幅広い知見と高度な識見、また豊富な経験を有していることから、経営全般の監督と有効な助言を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、和智氏はこれまで直接企業経営に関与された経験はありませんが、企業法務に関する幅広い知識と経験を有しており、会社経営に関しても高い見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

（注）和智洋子氏は、社外取締役候補者であり、社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

（1）同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出ており、同氏の再任をご承認いただいた場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

（2）同氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって５年であります。また、同氏は過去に当社の社外監査役でありました。

（3）当社は、定款の規定に基づき同氏との間で責任限定契約を締結しており、その内容の概要は、事業報告（36頁）「（２）責任限定契約の内容の概要」に記載のとおりであります。同氏の再任をご承認いただいた場合には同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

（4）同氏が社外取締役として在任しておりますエステー株式会社は、2024年４月25日、消費者庁から不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令を受けました。同氏は、本違反行為が判明するまでその事実を認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会等において、内部統制システムの構築・運用の検証を行い、さらに法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。本違反行為の事実確認後は、法令遵守の徹底、再発防止に向けた取組に対して提言を行うなどその職責を果たしております。

候補者番号 8

真鍋（まなべ） 靖（やすし）

新任 社外 独立

生年月日：1956年12月15日生
所有する当社の株式の数：0株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4 月	株式会社日立製作所入社
2000年 4 月	同社公共営業本部公共営業第二部長
2002年 4 月	同社電機システム統括営業本部プラント営業本部重工プラント部長
2008年 4 月	同社新事業開発本部長
2011年 4 月	同社社会・産業システム社営業統括本部長
2012年 4 月	同社インフラシステムグループインフラシステム総合営業本部長
2013年 4 月	同社執行役員、関西支社長
同年 6 月	新明和工業株式会社 社外監査役
2016年 4 月	株式会社日立製作所理事、営業統括本部副本部長兼産業・流通、水・アーバン担当CMO
2017年 4 月	同社執行役常務、営業統括本部副本部長兼産業・流通、水・アーバン担当CMO
2021年 4 月	八洲電機株式会社エグゼクティブアドバイザー
同年 6 月	三菱瓦斯化学株式会社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

グローバルに事業展開を行う企業の経営者として、経営全般にわたる豊富な経験と幅広い識見を有していることから、経営全般の監督と有効な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

（注）真鍋靖氏は、社外取締役候補者であり、社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
（1）同氏の選任をご承認いただいた場合は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。
（2）同氏の選任をご承認いただいた場合は、当社の定款の規定に基づいて、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であり、その内容の概要は、事業報告（36頁）の「（2）責任限定契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

第３号議案　監査役３名選任の件

常勤監査役関裕昭、監査役岩淵勲および髙野信彦の各氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、これに伴い、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。また、各監査役候補者に関する事項は、17頁から19頁に記載のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況	監査役会出席状況
1	本橋和幸（もとはしかずゆき） 新任	管理本部経理部長	―	―
2	髙野信彦（たかのぶひこ） 再任 社外 独立	社外監査役	15回／15回（100%）	12回／12回（100%）
3	出口雅敏（でぐちまさとし） 新任 社外 独立	―	―	―

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その内容の概要は、事業報告（36頁）の「(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。2024年６月に当該保険契約を更新する予定であり、各候補者が再任または選任された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。

再任　再任役員候補者　　新任　新任役員候補者　　社外　社外役員候補者　　独立　独立役員候補者

候補者番号 1

本橋 和幸（もとはし かずゆき） 新任

生年月日：1962年５月５日生
所有する当社の株式の数：4,300株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年10月	当社入社
2005年 4 月	当社経理部アカウンティングチームリーダー
2009年 7 月	当社袋井工場総務課長
2015年 7 月	当社管理本部人事部副部長兼人事部人事課長
2020年 6 月	当社管理本部総務部長
2021年 4 月	当社管理本部総務部長兼コンプライアンス室長
2022年 3 月	当社管理本部経理部長（現任）

監査役候補者とした理由

当社管理本部人事部副部長、同総務部長、同経理部長等を経験し、管理、会計に関する高度な知見を有しております。幅広い知識と豊富な経験を当社の監査に活かすことにより、当社監査体制の強化に資すると判断し、監査役として選任をお願いするものであります。

（注）本橋和幸氏の選任をご承認いただいた場合は、当社の定款の規定に基づいて、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であり、その内容の概要は、事業報告（36頁）「（２）責任限定契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

候補者番号 2

髙野 信彦（たかの のぶひこ）

再任　社外　独立

生年月日：1956年10月８日生
所有する当社の株式の数：600株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年 ４月	福岡国税局採用
2006年 ７月	同局門司税務署長
2007年 ７月	東京国税局査察部統括国税査察官
2009年 ７月	同局課税第一部統括国税実査官
2010年 ７月	同局総務部人事第二課長
2012年 ７月	同局総務部人事第一課長
2014年 ７月	国税庁長官官房厚生管理官
2015年 ７月	同庁長官官房首席国税庁監察官
2016年 ７月	熊本国税局長
2017年 ８月	税理士登録（現任）
2018年 ３月	東亞合成株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）
2020年 ６月	当社社外監査役（現任）

社外監査役候補者とした理由

税理士として培われた専門的な知識や税務・会計に関する豊富な経験等を有しております。これらの知識、経験を当社の監査に活かすことにより、当社監査体制の強化に資すると判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、髙野氏はこれまで直接企業経営に関与された経験はありませんが、国税庁監察官の経験等を通じて会社の監査に関する高い見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

（注）髙野信彦氏は、社外監査役候補者であり、社外監査役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

（１）同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出ており、同氏の再任をご承認いただいた場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

（２）同氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって４年であります。

（３）当社は、定款の規定に基づき同氏との間で責任限定契約を締結しており、その内容の概要は、事業報告（36頁）「（２）責任限定契約の内容の概要」に記載のとおりであります。同氏の再任をご承認いただいた場合には同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号 3

出口 雅敏（でぐち まさとし）

新任 社外 独立

生年月日：1958年11月29日生
所有する当社の株式の数：0株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 4 月	住友商事株式会社入社
1993年 4 月	同社非鉄化燃経理部長付
1994年 9 月	同社主計第二部長付
1996年 2 月	同社米国住友商事会社財経部
2002年 7 月	同社コーポレートファイナンス部長付兼インベスターリレーションズ部長付
2008年 4 月	同社アジア総支配人付兼アジア住友商事会社取締役
2012年 4 月	同社理事アジア総支配人補佐兼アジア住友商事グループコーポレートユニット長
2013年 4 月	同社理事関西ブロック総括部長
2014年 4 月	同社理事地域総括部長
2016年 4 月	同社理事内部監査部長
2017年 4 月	同社執行役員内部監査部長
2019年 4 月	住友精密工業株式会社常務執行役員
同年 6 月	同社取締役常務執行役員
2020年 6 月	同社代表取締役専務執行役員コーポレートマネジメント部門長
2022年 6 月	株式会社ロジネットジャパン東日本取締役副社長執行役員
2023年 9 月	テクノプロ・ホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）

社外監査役候補者とした理由

財務・会計・税務をはじめ、海外現地法人のマネジメントや内部監査部門の責任者などのほか、経営者として経営全般にわたる経験と識見を有しております。これらの知識、経験を当社の監査に活かすことにより、当社監査体制の強化に資すると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

（注）出口雅敏氏は、社外監査役候補者であり、社外監査役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

（1）同氏の選任をご承認いただいた場合は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。

（2）同氏の選任をご承認いただいた場合は、当社の定款の規定に基づいて、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であり、その内容の概要は事業報告（36頁）の「（2）責任限定契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

（3）同氏が取締役として2022年６月まで在任していた住友精密工業株式会社は、同社が製造する高圧ガス保安法適用のプレートフィン型熱交換器の製造において、溶接工程の一部を外注することにより、特定設備製造業者の登録時の申請内容と異なる方法で製造・検査を行っていたことが判明し、2020年３月12日に経済産業省より高圧ガス保安法に基づく登録特定設備製造業者の登録の取消しの行政処分を受けております。

以　上

（ご参考）独立社外役員の独立性判断基準

当社において、独立社外役員とは、社外役員のうち、以下のいずれにも該当しない者をいう。

① 現在および過去において、当社グループ（注１）の業務執行取締役、執行役員または使用人である者

② 現在および就任前５年間において、次のいずれかに該当する者

イ 当社グループを主要な顧客とする者（注２）またはその業務執行取締役、執行役員もしくは使用人である者

ロ 当社グループの主要な発注先である者（注３）またはその業務執行取締役、執行役員もしくは使用人である者

ハ 当社の主要株主（注４）またはその業務執行取締役、執行役員もしくは使用人である者

ニ 当社グループが主要株主になっている会社（注５）の業務執行取締役、執行役員もしくは使用人である者

ホ 当社グループから役員報酬以外に、一定額以上の金銭その他の財産上の利益（注６）を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等である者（当該利益を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者）

ヘ 当社グループから一定額以上の寄付または助成（注７）を受けている者またはその理事その他の業務執行者である者

ト 当社グループの業務執行取締役、執行役員および部長格以上の上級管理職の配偶者または二親等以内の親族

③ その他独立社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

（注）１．「当社グループ」とは、「当社およびその連結子会社」をいう。

２．「当社グループを主要な顧客とする者」とは、「その者の年間連結売上高の２％以上の支払いを当社グループから受けた者」をいう。

３．「当社グループの主要な発注先である者」とは、「当社グループの年間連結売上高の２％以上の支払いを当社グループに行っている者」または「事業年度末における当社グループの連結総資産の２％以上の額を当社グループに融資している者」をいう。

４．「当社の主要株主」とは、「当社の総議決権の10％以上を直接的または間接的に保有している者」をいう。

５．「当社グループが主要株主になっている会社」とは、「当社グループが総議決権の10％以上を直接的または間接的に保有している者」をいう。

６．「一定額以上の金銭その他の財産上の利益」とは、個人の場合は、「その価額が１事業年度につき1,000万円以上」をいい、団体の場合は、「その価額が１億円以上または当該団体の年間連結売上高の２％以上のいずれか高い方」をいう。

７．「一定額以上の寄付または助成」とは、「年間1,000万円以上」をいう。

１．企業集団（当社グループ）の現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

当連結会計年度における事業環境は、日本の景気は、このところ足踏みもみられるものの、緩やかに回復しています。製造業の設備投資は持ち直しの動きがみられますが、生産は一部自動車メーカーの生産・出荷停止の影響により活動が低下しており、輸出は持ち直しの動きに足踏みがみられます。海外の景気は、中国では持ち直しの動きに足踏みがみられる一方、米国では拡大しており、新興国では回復しております。

このような状況の中、原子力、石油精製、石油化学向けおよび冷蔵冷凍倉庫向けを中心に需要が堅調に推移したプラント向け工事・販売部門と、昨年まで続いた車載用半導体不足の解消に伴い需要が堅調に推移した自動車部品部門を中心に売上が増加し、当社グループの売上高は、前連結会計年度に対し4.7%増の2,493億91百万円となりました。

利益面では、営業利益が352億8百万円、経常利益が389億74百万円、親会社株主に帰属する当期純利益が269億61百万円となり、前連結会計年度と比較しそれぞれ17.5%、17.8%、26.0%の増加となりました。

売上高（単位：百万円）

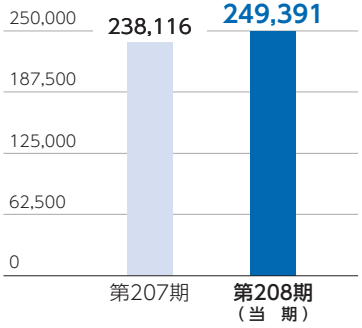

経常利益（単位：百万円）

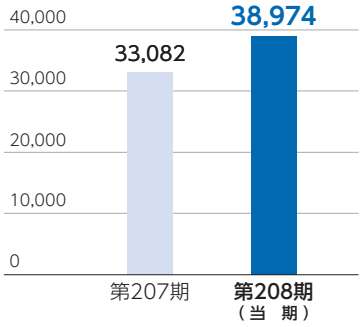

親会社株主に帰属する当期純利益（単位：百万円）

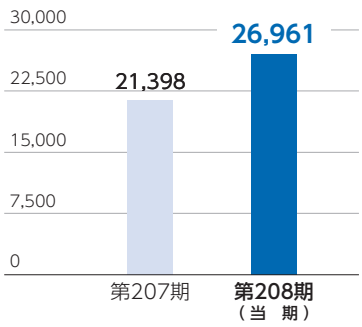

部門別の売上高の概況

プラント向け工事・販売については、原子力、石油精製、石油化学向けおよび冷蔵冷凍倉庫向けを中心に需要が堅調に推移したため、売上高は前連結会計年度に対し12.7％増の735億18百万円となりました。

工業製品については、国内のインフラ向けシール材やふっ素樹脂ライニング製品の需要が堅調に推移しましたが、中国の経済状況悪化の影響で環境製品の需要が伸び悩んだため、売上高は前連結会計年度に対し0.7％減の512億9百万円となりました。

高機能製品については、半導体メモリを中心に投資減少の傾向にあり、半導体製造装置向け製品の需要が減少したため、売上高は前連結会計年度に対し5.2％減の428億30百万円となりました。

自動車部品については、国内需要を中心に持ち直しの動きが見られ、自動車メーカー各社の生産台数が回復基調となったため、売上高は前連結会計年度に対し7.2％増の501億33百万円となりました。

建材については、耐火被覆材の需要が堅調に推移したため、売上高は前連結会計年度に対し7.8％増の316億99百万円となりました。

プラント向け工事・販売

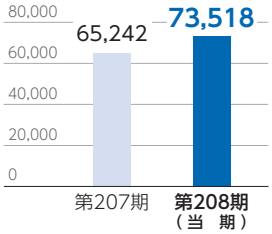

工業製品

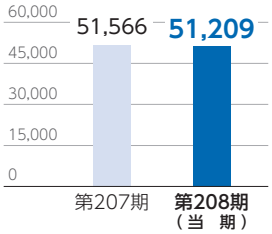

高機能製品

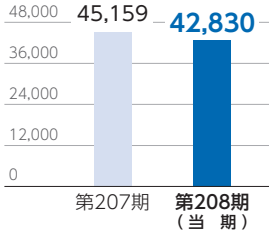

自動車部品

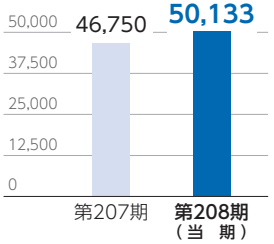

建　材

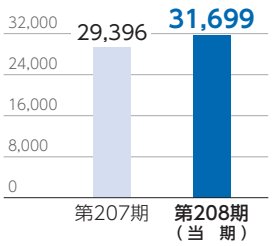

売上高構成比率

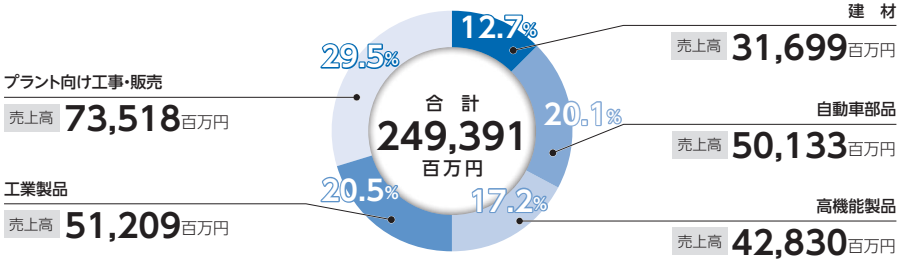

部門別の売上高状況

(単位：百万円)

事業区分	前期売上高(第207期)	当期売上高(第208期)	対前期増減率	当期売上高構成比率
プラント向け工事・販売	65,242	73,518	12.7%	29.5%
工業製品	51,566	51,209	△0.7	20.5
高機能製品	45,159	42,830	△5.2	17.2
自動車部品	46,750	50,133	7.2	20.1
建材	29,396	31,699	7.8	12.7
合計	238,116	249,391	4.7	100.0

部門別の受注高状況

(単位：百万円)

事業区分	前期受注高(第207期)	当期受注高(第208期)	対前期増減率	当期受注高構成比率
プラント向け工事・販売	68,514	71,864	4.9%	29.1%
工業製品	52,289	51,766	△1.0	21.0
高機能製品	44,916	39,510	△12.0	16.0
自動車部品	45,617	50,281	10.2	20.4
建材	29,033	33,287	14.7	13.5
合計	240,372	246,711	2.6	100.0

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

当期における設備投資資金、運転資金につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローから得られる資金、金融機関からの借入および社債の発行により調達しております。

② 設備投資の状況

当期の設備投資の総額は111億17百万円であります。

(3) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区分	第205期 2020年度	第206期 2021年度	第207期 2022年度	第208期(当期) 2023年度
売上高（百万円）	196,372	216,236	238,116	249,391
経常利益（百万円）	21,279	30,572	33,082	38,974
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	10,715	22,034	21,398	26,961
1株当たり当期純利益（円）	161.53	332.18	322.59	406.60
総資産（百万円）	219,602	246,924	266,907	290,788
純資産（百万円）	136,450	155,522	173,742	200,918

② 当社の財産および損益の状況

区分	第205期 2020年度	第206期 2021年度	第207期 2022年度	第208期(当期) 2023年度
売上高（百万円）	154,381	173,388	190,438	196,154
経常利益（百万円）	15,254	21,614	23,301	27,910
当期純利益（百万円）	5,762	16,347	16,770	20,264
1株当たり当期純利益（円）	86.88	246.45	252.82	305.60
総資産（百万円）	167,789	185,372	199,275	210,394
純資産（百万円）	93,325	104,471	115,548	130,362

(注) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を第206期の期首から適用しており、第206期以降の財産および損益の状況につきましては、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(4) 対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

当社グループは、1896年わが国における保温・断熱分野のパイオニアとしてスタートし、様々な産業分野へ「断つ・保つ」の技術を基盤とした製品とサービスを提供することで成長してまいりました。2011年には経営理念として

ニチアス理念
「ニチアスは、『断つ・保つ』の技術で地球の明るい未来に貢献します。」

を制定し、「風通しを良くする」「仲間で仕事をする」「全体最適で考える」という具体的行動指針のもと、以下の３項目を「私たちの約束」として掲げ、事業運営を行っております。

□ルールを守り、社会と共に歩みます。
□感謝の心を忘れず、お客さまの満足を追求します。
□互いに信頼し、共に成長します。

② 目標とする経営指標

ニチアス理念のもと当社グループは、「働きやすい、明るい会社」の実現に向け、2027年３月期を最終年度とする中期経営計画「しくみ・１３０」（2023年３月期～2027年３月期）を策定し、数値目標、環境目標については、下記のとおりといたしております。

イ．数値目標

	第211期 2026年度
売上高(億円)	2,500
営業利益率(%)	15.0
ＲＯＥ(%)	13.0
ＲＯＩＣ(%)	12.0

ロ．環境目標

	第209期 2024年度	第211期 2026年度
CO2eq排出量(万t)	18.6	18.3
産業廃棄物排出量(千t)	18.3	17.1

※中期経営計画「しくみ・１３０」において、「し」は従業員と家族の幸せ、「く」は課題解決のための工夫、「み」は持続的成長を目指す明るい未来と定義づけ、外部環境が目まぐるしく変化する中、変化に適応できる「しくみ」を構築し、当社創立130周年となる2027年３月期の目標達成に向け、課題に取り組んでまいります。
当該計画については、前半３ヵ年を第１ステージ（2023年３月期～2025年３月期）、後半２ヵ年を第２ステージ（2026年３月期～2027年３月期）と期間を区分けしております。環境の変化を踏まえ、適宜、目標に対する進捗の評価・検証、目標達成に向けた課題の見直しを行いながら進めております。なお、環境目標については、従来掲げた目標を前倒しで達成できる見込みとなりましたので、新たな目標を設定いたしました。数値目標についても、第２ステージを見据えた検討を進めてまいります。

③　中長期的な全社課題

当社グループは、「働きやすい、明るい会社」の実現を目指し、持続的成長に向け、以下の５つの全社課題を設定しております。

イ．収益性の向上
ニチアス固有の「断つ・保つ」の技術と、長年培ってきた独自のビジネスモデルを連動させるとともに、効率化とスピードを加えることで更なる利益の獲得に繋げ、稼ぐ力を高めてまいります。

ロ．事業の選択と集中
市場の成長性やマーケットシェア、収益性などの観点から、事業ごと製品ごとに仕分けを進めてまいります。また、限りある資源を有効に活用し、全体最適の視点で従来にこだわることなく、事業の選択と集中に取り組んでまいります。

ハ．業務運営の効率化
業務の棚卸しを行い、デジタル技術の活用を推進することで、業務の効率化、生産性の向上を進めてまいります。そして、労働時間の短縮と働きやすい環境の実現を目指し、従業員のモチベーション向上にも繋げてまいります。

ニ．環境対応
二酸化炭素や廃棄物の削減に取り組むとともに、ニチアス固有の「断つ・保つ」の技術をベースとした環境に配慮した製品の開発や、省エネ需要を取り込んだビジネス機会の獲得を進め、カーボンニュートラルの推進や環境負荷の低減に取り組んでまいります。

ホ．基盤強化
事業継続の基本である安全・安心・安定の３Ａをベースに、安全最優先と品質の向上を進めてまいります。

上記の基本方針をもとに、中期経営計画の達成に向け、事業戦略、およびその基盤となる機能戦略に基づく諸施策を実行してまいります。

④ 利益配分の基本方針

当社グループは、収益力を高めるために経営基盤の強化を図りながら、配当可能利益の拡大と株主価値の向上を通じて株主のみなさまに対する長期的かつ適正な利益還元を図る一方、再投資のための内部留保を充実することを利益配分の基本方針としております。

このような基本方針のもと、配当につきましては安定した配当の継続に重点を置き、さらに当該期の利益水準や財務状況、将来の事業展開に向けた設備投資や研究開発に必要な投資資金などを総合的に勘案して実施することとしております。また、株主のみなさまへの利益還元に関する目標としましては、2022年11月に発表いたしました「配当方針の変更に関するお知らせ」において、ＤＯＥ3.5%以上を目安とし、現在の中期経営計画期間中において累進配当の継続を基本方針とすることを定めております。

株主のみなさまにおかれましては、なにとぞ一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（2024年３月31日現在）

当社グループは、「断つ・保つ」の技術を基盤とした各種製品とサービスを、基幹産業をはじめ自動車産業、半導体産業等産業全般に幅広く提供しております。

当社グループの主要な事業内容は以下のとおりです。

事業区分	主要な事業内容
プラント向け工事・販売	電力、石油精製・石油化学産業などの各種プラントの保温工事、保冷工事、耐火工事、防音工事、防災工事の設計と施工およびメンテナンスと石油精製・石油化学産業のプラント設備用のシール材（ガスケット、パッキン）、無機繊維製断熱材、ふっ素樹脂製品の販売
工業製品	電力、ガス、鉄鋼、環境、医療、食品などの幅広い産業分野へのシール材（ガスケット、パッキン）、無機繊維製断熱材、ふっ素樹脂製の各種成形素材・加工品・耐食ライニング材およびハニカムフィルターの製造・販売
高機能製品	半導体・液晶製造装置用のふっ素樹脂製部品、無機繊維製断熱製品、ハニカムフィルターおよびシール材の製造・販売
自動車部品	エンジンおよびエンジン周辺機器用のシール材や防音、防熱、制振用機能材などの自動車部品の製造・販売
建材	けい酸カルシウムを主材とした不燃内装材、化粧板、ならびに各種不燃建材の製造・販売およびオフィスビルなどの不燃建材による耐火被覆工事や各種フロア材によるフリーアクセスフロア工事の設計と施工

(6) 主要な営業所および工場ならびに使用人の状況（2024年３月31日現在）

① 主要な営業所および工場

イ．当社

区　分	名　称（所　在　地）	
本　社	東京都中央区八丁堀一丁目６番１号	
支　社	東京支社（東京都中央区）	名古屋支社（名古屋市南区）
	大阪支社（大阪市中央区）	九州支社（福岡市中央区）
工　場	鶴見工場（横浜市鶴見区）	袋井工場（静岡県袋井市）
	王寺工場（奈良県北葛城郡）	結城工場（茨城県下妻市）
	羽島工場（岐阜県羽島市）	郡山分工場（奈良県大和郡山市）
研　究　所	浜松研究所（浜松市浜名区）	鶴見研究所（横浜市鶴見区）

ロ．重要な子会社

「(7) 重要な子会社の状況」をご参照ください。

② 使用人の状況

イ．企業集団の使用人の状況

使　用　人　数	前　期　末　比　増　減
6,431名	14名減

(注) 使用人数は就業人員数を記載しており、定年後再雇用者および当社グループからグループ外への出向者は含まず、グループ外から当社グループへの受入出向者を含んでおります。

ロ．当社の使用人の状況

使　用　人　数	前　期　末　比　増　減	平　均　年　齢	平　均　勤　続　年　数
1,829名	99名増	41.0歳	14.2年

(注) 使用人数は就業人員数を記載しており、定年後再雇用者および社外への出向者は含まず、社外からの受入出向者を含んでおります。

(7) 重要な子会社の状況（2024年３月31日現在）

① 重要な子会社の状況

会社名	本社および主要な工場	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
メタコート工業株式会社	本社 東京都中央区 工場 奈良県北葛城郡 工場 岡山市北区	490百万円	100.0	自動車部品製造業
株式会社福島ニチアス	本社 東京都中央区 工場 福島県相馬郡	200百万円	100.0	高機能製品製造業
国分工業株式会社	本社・工場 大阪府柏原市	60百万円	99.4	工業製品製造業
ニチアスセラテック株式会社	本社・工場 長野県上水内郡	420百万円	99.8	工業製品製造業
竜田工業株式会社	本社・工場 奈良県生駒郡	40百万円	82.8	工業製品製造業
ニチアスエンジニアリングサービス株式会社	本社 東京都中央区	50百万円	100.0	プラント向け工事業
株式会社東京マテリアルス	本社 東京都中央区	46百万円	100.0	工業製品販売業
新日本熱学株式会社	本社 北九州市戸畑区	380百万円	100.0	プラント向け工事業
日本ロックウール株式会社	本社 東京都中央区	300百万円	100.0	建材製品販売業
株式会社君津ロックウール	本社 東京都中央区 工場 千葉県君津市	220百万円	80.0	建材製品製造業
株式会社堺ニチアス	本社 東京都中央区 工場 堺市堺区	80百万円	100.0	工業製品製造業
株式会社熊本ニチアス	本社 東京都中央区 工場 熊本県菊池郡	20百万円	100.0	高機能製品製造業
株式会社ニチアスセムクリート	本社 東京都中央区	50百万円	100.0	建材工事業
ニチアス関東販売株式会社	本社 東京都中央区	20百万円	100.0	プラント向け販売業
株式会社西日本ニチアス	本社・工場 岡山県倉敷市	10百万円	100.0	工業製品製造業
株式会社イノクリート	本社 東京都中央区	20百万円	100.0	プラント向け工事業
株式会社ＡＰＪ	本社・工場 神奈川県大和市	320百万円	100.0	自動車部品製造業
NICHIAS SINGAPORE PTE. LTD.	本社 シンガポール	3,000千シンガポールドル	100.0	工業製品販売業
NICHIAS FGS SDN. BHD.	本社・工場 マレーシア	26,000千マレーシアリンギット	100.0	工業製品製造業
PT.NICHIAS ROCKWOOL INDONESIA	本社・工場 インドネシア	14,800千米ドル	99.9	工業製品製造業
PT.NICHIAS METALWORKS INDONESIA	本社・工場 インドネシア	1,500千米ドル	70.0	建材製品製造業

会　社　名	本社および主要な工場	資　本　金	議決権比率(%)	主要な事業内容
PT.NICHIAS SUNIJAYA	本　社　インドネシア	200千米ドル	99.5 (0.5)	工業製品販売業
NT RUBBER-SEALS SDN. BHD.	本社・工場　マレーシア	6,800千 マレーシアリンギット	100.0	工業製品製造業
NICHIAS HAIPHONG CO., LTD.	本社・工場　ベトナム	3,300千米ドル	100.0	工業製品製造業
蘇州霓佳斯工業製品有限公司	本社・工場　中国	13,010千米ドル	100.0	工業製品製造業
NICHIAS (THAILAND) CO., LTD.	本社・工場　タイ	15,000千 タイバーツ	100.0 (51.0)	自動車部品製造業
NICHIAS AUTOPARTS EUROPE a.s.	本社・工場　チェコ	51,200千 チェココルナ	100.0	自動車部品製造業
NICHIAS SOUTHEAST ASIA SDN.BHD.	本　社　マレーシア	2,500千 マレーシアリンギット	100.0	工業製品販売業
THAI NICHIAS ENGINEERING CO., LTD.	本　社　タイ	15,000千 タイバーツ	100.0 (51.0)	プラント向け工事業
NICHIAS (SHANGHAI) TRADING CO., LTD.	本　社　中国	200千米ドル	100.0	工業製品販売業
NICHIAS (SHANGHAI) AUTOPARTS TRADING CO., LTD.	本　社　中国	81百万円	100.0	自動車部品販売業
NAX MFG, S.A.DE C.V.	本社・工場　メキシコ	77,667千ペソ	100.0	自動車部品製造業
蘇州霓佳斯密封材料有限公司	本社・工場　中国	6,000千米ドル	81.0	工業製品製造業
蘇州双友汽車零部件有限公司	本社・工場　中国	106百万人民元	100.0	自動車部品製造業

（注）　議決権比率欄の（　）内は、当社の子会社が所有する議決権の比率を内数で示しております。

② 企業結合の状況

連結子会社は42社、持分法適用会社は２社であります。

(8) 主要な借入先および借入額（2024年３月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	6,500百万円
株式会社みずほ銀行	6,000
三井住友信託銀行株式会社	3,000

(9) 当社グループの現況に関する重要な事項

アスベスト（石綿）による健康障害者への補償について

当社および一部の国内子会社は、当社起因のアスベスト疾病により死亡または療養されている従業員および元従業員に対して、社内規程に基づき補償金を支払っております。また、一定の基準を満たされた当社および一部の国内子会社の工場周辺住民の方に救済金を支払っております。今後もアスベストによる健康障害者への補償費用等の負担が継続する可能性があります。

なお、アスベスト健康障害に関し、損害賠償請求の提訴を受けておりますが、当社といたしましては適切に対応していく所存です。

2．株式に関する事項（2024年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 120,000,000株
(2) 発行済株式の総数 67,811,917株
(3) 当事業年度末の株主数 12,368名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,435,000株	14.36%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	8,204,400	12.49
ニチアス持株会	5,572,010	8.48
株式会社三井住友銀行	1,677,700	2.55
住友生命保険相互会社	1,437,000	2.19
日本生命保険相互会社	1,259,118	1.92
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　みずほ銀行口 再信託受託者　株式会社日本カストディ銀行	1,254,500	1.91
三井住友信託銀行株式会社	1,246,000	1.90
ニチアス自社株投資会	1,025,231	1.56
STATE STREET BANK WEST CLIENT － TREATY 505234	880,900	1.34

（注） 持株比率は、発行済株式の総数から2024年３月31日現在の株主名簿上の自己株式（2,111,842株）を控除のうえ算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に株式報酬として交付した株式は次のとおりです。

区　　分	株　式　数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	10,022株	5名

(注) 1．社外取締役および監査役に対しては株式の交付を行っておりません。
2．上記のほか、取締役を兼務しない執行役員10名に対して4,390株を交付しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

2024年３月18日付の取締役会決議に基づき、次のとおり自己株式を取得しております。

取得した株式の総数	644,000株
株式の取得価額の総額	2,563,120,000円
取得日	2024年３月19日

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（2024年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	亀津　克己	
代表取締役 専務執行役員	山本　司	内部統制・コンプライアンス・サステナビリティ・ 経理担当
取締役 常務執行役員	田邉　智	生産部門・安全衛生・環境・品質保証統括 技術本部長
取締役 執行役員	佐藤　清	研究開発・デジタル化推進担当 研究開発本部長
取締役 執行役員	龍光　幸徳	営業部門担当 高機能製品事業本部長
取締役	江藤　洋一	弁護士
取締役	平林　良人	株式会社テクノファ　取締役会長
取締役	和智　洋子	弁護士 エステー株式会社　社外取締役
常勤監査役	関　裕昭	
常勤監査役	野瀬　満	
監査役	岩淵　勲	
監査役	村瀬　幸子	弁護士 株式会社文教堂グループホールディングス　社外監査役 マクセル株式会社　社外取締役
監査役	髙野　信彦	税理士 東亞合成株式会社　社外取締役（監査等委員）

（注）1．2023年６月29日開催の第207期定時株主総会において、野瀬満氏が新たに監査役に選任され、同日付で就任いたしました。また、同総会終了後に開催された監査役会において、新任の野瀬満氏が常勤監査役に選任され、就任いたしました。
2．2023年６月29日開催の第207期定時株主総会終結の時をもって、取締役専務執行役員 米澤昭一、常勤監査役 中曽根淳一の両氏は任期満了により退任いたしました。
3．以下の者の担当・役職に異動がありました。
代表取締役 山本司氏：サステナビリティ担当（2023年10月１日付）
取 締 役　田 邉 智 氏：生産部門・安全衛生・環境・品質保証統括（2023年10月１日付）
生産本部長（2024年４月１日付）
取 締 役　佐 藤 清 氏：研究開発・デジタル化推進担当（2023年10月１日付）
取締役上席執行役員（2024年４月１日付）
取 締 役　龍 光 幸 徳 氏：営業部門担当（2023年10月１日付）
取締役上席執行役員（2024年４月１日付）
4．以下の者の重要な兼職の状況に異動がありました。
監査役 村瀬幸子：日本鋳造株式会社社外取締役就任（2024年６月付予定）
5．取締役 江藤洋一、平林良人および和智洋子の各氏は、いずれも会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
6．監査役 岩淵勲、村瀬幸子および髙野信彦の各氏は、いずれも会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
7．監査役 髙野信彦氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
8．社外役員の兼職先の状況は以下のとおりです。
・取締役 平林良人氏は株式会社テクノファの取締役会長を兼職しておりますが、同社と当社との間に特別な関係はありません。
・取締役 和智洋子氏はエステー株式会社の社外取締役を兼職しておりますが、同社と当社との間に特別な関係はありません。
・監査役 村瀬幸子氏は株式会社文教堂グループホールディングスの社外監査役、マクセル株式会社の社外取締役を兼職しておりますが、これらの会社と当社との間に特別な関係はありません。また、日本鋳造株式会社の社外取締役を兼職予定でありますが、同社と当社との間に特別な関係はありません。
・監査役 髙野信彦氏は東亞合成株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼職しておりますが、同社と当社との間に特別な関係はありません。
9．取締役 江藤洋一、平林良人および和智洋子、監査役 岩淵勲、村瀬幸子および髙野信彦の各氏は、いずれも株式会社東京証券取引所の定めに基づき届出た独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役の当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定して、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款の規定に基づいて当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役全員との間で、以下の概要の責任限定契約を締結しております。:

取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合、ただし、その職務の執行において善意でかつ重大な過失がないときに限り、当該取締役および監査役の賠償責任は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を上限として、その額を超える部分については免責される。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および子会社の取締役および監査役全員を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する、以下の概要の役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料全額を当社が負担しております。:

会社訴訟、株主代表訴訟、第三者訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を、当該保険契約の支払限度額の範囲内で填補する。ただし、被保険者の不正行為や、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害等については填補の対象外とする。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		支給人数
		金銭固定報酬	株式報酬	
取締役（社外取締役を除く）	258百万円	237百万円	21百万円	6名
監査役（社外監査役を除く）	41百万円	41百万円	—	3名
社外取締役	40百万円	40百万円	—	3名
社外監査役	21百万円	21百万円	—	3名

（注）1．支給人数および報酬等の総額には、2023年６月29日開催の第207期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役１名および監査役１名に係る報酬が含まれております。

2. 株式報酬の内容は譲渡制限付株式報酬であり、その交付状況は事業報告（33頁）の「(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりであります。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1997年６月27日開催の第181期定時株主総会において月額32百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は18名です。

取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬の限度額は、2023年６月29日開催の第207期定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で年額１億円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は５名です。

監査役の報酬限度額は、2012年６月28日開催の第196期定時株主総会において月額６百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は５名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりです。

イ．当社の取締役の報酬は、金銭による固定報酬およびインセンティブを目的とした株式報酬で構成する。ただし、社外取締役の報酬については、その職責に鑑み、固定報酬のみとする。

ロ．固定報酬は、月額32百万円以内とする。また、株式報酬は、一定の譲渡制限期間を付した株式とし、固定報酬とは別枠で年額１億円以内、株式数の上限を年4万株以内とする。

ハ．各取締役の報酬額は、その役位に応じた基準額を定めたうえ、具体的な額については業績、職務の重要性や責任等を勘案して、社外取締役および社外監査役を含めた報酬委員会において協議した結果を取締役会に諮り、決定する。

ニ．全取締役の固定報酬および株式報酬のそれぞれの総額は、株主総会の決議により定められた限度額の範囲内において決定する。

④ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容については、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討のうえ取締役会に答申しております。従って、取締役会としては、報酬委員会の答申内容が決定方針に沿うものであると判断し、その答申内容を尊重のうえ、取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

(5) 社外役員の状況

① 社外役員の重要な兼職の状況

「(1) 取締役および監査役」をご参照ください。

② 社外役員の取締役会・監査役会への出席の状況および発言の状況ならびに期待される役割に関して社外取締役が行った職務の概要

区　分	氏　名	主な活動
社外取締役	江藤洋一	取締役会15回の全てに出席し、必要に応じ、長年にわたる弁護士としての専門的な知識と幅広い経験に基づいて発言を行っております。 また、任意の諮問委員会である指名委員会の委員を務め、取締役等の指名について審議し取締役会に答申するにあたり、重要な役割を果たしております。
社外取締役	平林良人	取締役会15回の全てに出席し、必要に応じ、企業経営者としての豊富な経験と識見ならびに品質マネジメントに関する高い専門性と幅広い知見に基づいて発言を行っております。 また、任意の諮問委員会である指名委員会の委員を務め、取締役等の指名について審議し取締役会に答申するにあたり、重要な役割を果たしております。
社外取締役	和智洋子	取締役会15回の全てに出席し、必要に応じ、長年にわたる弁護士としての専門的な知識と幅広い経験に基づいて発言を行っております。 また、任意の諮問委員会である報酬委員会の委員を務め、取締役の個人別の報酬等の内容について審議し取締役会に答申するにあたり、重要な役割を果たしております。
社外監査役	岩淵勲	取締役会15回、および監査役会12回の全てに出席し、必要に応じ、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づいて発言を行っております。
社外監査役	村瀬幸子	取締役会15回、および監査役会12回の全てに出席し、必要に応じ、長年にわたる弁護士としての専門的な知識と幅広い経験に基づいて発言を行っております。
社外監査役	髙野信彦	取締役会15回、および監査役会12回の全てに出席し、必要に応じ、長年にわたる税理士としての専門的な知識と幅広い経験に基づいて発言を行っております。

5．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
①　当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	69百万円
②　当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	85百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．事業報告（29頁）「(7) 重要な子会社の状況」に記載の当社の子会社のうち、在外子会社17社に関しては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3．当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積もりの算出根拠の妥当性について必要な検証を行った結果、適切であると判断し、当該報酬などについて、会社法第399条第１項および同条第２項の同意を行っております。
4．当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である、TCFD開示に関する助言業務を委託し、その対価を支払っております。

(3) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。また、上述の場合のほか、会計監査人の適格性または独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難と認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6．業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容および運用状況の概要

当社が会社法第362条第４項第６号および同条第５項ならびに会社法施行規則第100条の規定に従い、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針として取締役会において決議した事項および運用状況は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

決議の内容の概要	運用状況の概要
①当社および当社グループ会社（会社法第２条第３号の定義による当社の子会社をいう。以下同じ。）の取締役は、「ニチアスグループコンプライアンス綱領」に定める行動規範を順守し、自らが高い倫理観を持って行動する。	①「ニチアスグループコンプライアンス綱領」のほか、法令順守に関わる各種規程を制定し運用しております。
②取締役会が取締役の職務の執行を監督するために、各取締役による職務執行の状況に関する主要事項の報告日程およびその他の随時に報告すべき事項をあらかじめ定める。取締役会では、各取締役が重要事項の情報を共有した上で討議し、相互コミュニケーションの確保および相互牽制を図る。	②毎期、報告事項を取締役会にて定め、各取締役に職務執行状況を報告させております。
③監査役会は、毎事業年度末に取締役に対して、自署、捺印による「取締役業務執行確認書」の提出を求めることにより、職務執行上の義務違反がない旨を自ら確認させる。	③監査役会により取締役の職務執行上の義務違反がないことを確認しております。

(2) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

決議の内容の概要	運用状況の概要
①コンプライアンス委員会をはじめとした組織体制を整備し、各種研修の実施等を通じて社員の意識徹底に努める。	①当社および当社グループ会社の各拠点にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。
②取締役より１名をコンプライアンス担当役員に任命する。同担当役員が「コンプライアンス委員会」の委員長となり、当社および当社グループ会社のコンプライアンス体制・施策の立案とその展開などを行う。	②コンプライアンス担当役員を委員長としたコンプライアンス本部委員会において、毎期活動方針を定め、具体的な施策・展開を行い、国内外の各事業所、グループ各社の支部委員会を中心に活動を推進し、進捗状況を定期的に取締役会にて報告しています。当事業年度（第208期）の主な活動としては、前期に引き続き「コンプライアンス意識の向上（ジブンゴト化）」にむけた職場単位の取り組みを活性化させるため、それらの啓発活動を推進させる体制の整備を行うとともに、全従業員を対象としたe-ラーニングを実施し、グループ全体のコンプライアンス意識の向上を図っております。
③法令違反の疑いのある行為などを発見した者が直接どこからでも通報できるように、社内外および当社ホームページにコンプライアンスに関する通報受付窓口（コンプライアンス・カウンター）を設ける。なお、通報者にはあらゆる面で不利益を被ることのないように通報者保護の厳正な運用を図っている。	③社内外に６つの通報窓口を設置し、運営しております。また、全ての通報は、コンプライアンス担当役員に集まり、規程に基づき審議しております。

決議の内容の概要	運用状況の概要
④法令または社内規定などに反する行為のあった者に対しては、「就業規則」に基づいて厳正にかつ公平な基準で処分する。	④法令や社内規程に反する行為をした者に対しては、就業規則に基づき処分しております。
⑤反社会的勢力からの要求に対してはこれに応じない旨を「ニチアスグループコンプライアンス綱領」にて定めている。	⑤警察と連携し、常時反社勢力の情報を取得し、警戒しております。
⑥内部監査を担当する内部統制監査室の体制と機能を充実させることにより往査の頻度と監査効率を高め、監査結果が遅滞なく経営会議などにおいて報告されるようにする。また、担当取締役はそれらの要旨を取締役会において報告する。	⑥毎期、監査計画を策定し、実施結果を取締役会に報告しております。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

決議の内容の概要	運用状況の概要
①取締役の職務執行に係る文書については「文書管理規程」に基づいて管理、保存する。	①重要な会議の議事録等、取締役の職務執行に係る文書については社内規程に基づいて適切に管理、保存しております。
②取締役（および監査役）は取締役の職務執行に係る文書を常時、電子化文書にて閲覧できる。	②重要な会議の議事録等、取締役の職務執行に係る文書を、職位による適切なアクセス制限をつけ、社内ネットワーク上で開示しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

決議の内容の概要	運用状況の概要
①取締役の職務の執行の効率化を図るため、取締役会は、全社的な業務運営にかかる案件の事前審議を経営会議に委任する。 経営会議にて審議した案件のうち、「取締役会規程」に定める重要案件については取締役会に報告または付議する。	①当事業年度（第208期）は、経営会議を49回開催しており、機動的な意思決定を行っております。
②取締役会は、承認・決定した重要事項について進捗状況をレビューし、事後の対策などを検討する。	②取締役会において承認された重要案件については、その進捗状況を定期的に取締役会に報告しております。

(5) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

決議の内容の概要	運用状況の概要
当社および当社グループ会社のリスク管理を体系的に定める規程に基づいて、それぞれの担当部署において個別の規程や運営要領の制定、マニュアル類の作成・配付、研修の実施などを行う。	当社は、当社および当社グループ会社のリスク管理を体系的に定める規程に基づき、リスク管理体制を構築しております。特に災害リスクに関しては、部門を横断した全社的なＢＣＰ（事業継続計画）の策定や製造工場の整備を順次進めております。また、サイバーセキュリティに関しては、サイバー攻撃の動向を注視しリスクを適切に把握するとともに、必要に応じて対策を適宜拡充しております。

(6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

決議の内容の概要	運用状況の概要
①当社および当社グループ会社がグローバルで健全な経営を行えるよう、当社および当社グループ会社の管理体制を整備し、管理本部が法律、会計、コンプライアンスなどの面から、事業本部および生産本部が事業、生産、品質などの面から当社グループ会社を支援・指導する。	①当社グループ全体に適用するグローバルコンプライアンスポリシーを制定するとともに、特に管理面で当社と当社グループ会社を繋ぐ窓口としてグループ支援部署を設置し、管理・事業・生産・品質などについて適切な支援ができる体制を整え、当社および当社グループ会社が健全に経営を行えるよう努めております。
②当社および当社グループ会社の財務報告の信頼性を確保するため「財務報告に係る内部統制評価の基本方針」に基づき、必要な内部統制に係る体制を整備し、その評価の仕組みを構築している。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。	②財務報告に係る信頼性を確保するため、内部統制システムを整備し、毎期評価を行い、取締役会に報告しております。
③当社グループ会社における重要案件については、当社の「子会社管理規程」に基づき、所管本部長が、経営会議または取締役会に諮る。	③当社グループ会社における重要案件については、あらかじめ定めた基準に基づき、取締役会にて審議しております。
④当社グループ会社には当社の取締役または社員を取締役および（または）監査役として派遣（兼任）するとともに、当社の内部統制監査室には各社の内部統制体制の状況についても監査させ、その結果を下記事項（7）の報告に加える。	④当社グループ会社の役員には組織体制の強化に資する適任者を選任・教育するよう努めております。また、各社の内部統制の状況については当社の内部統制監査室が監査を実施し、グループガバナンスの構築に努めております。

(7) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

決議の内容の概要	運用状況の概要
①当社グループ会社の業務について、原則として所管本部がその状況を管理し、必要な場合は当社グループ会社の業務執行責任者に経営会議への報告を求める。	①当社グループ会社における業務執行状況の管理、報告義務などを規程として定め、適切な報告体制の構築に努めております。
②所管本部長は、当社グループ会社の業務執行状況を定期的に取締役会に報告する。	②当社グループ会社における業務執行状況の概要を所管の本部長が定期的に取締役会に報告しております。

(8) 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

決議の内容の概要	運用状況の概要
「子会社管理規程」において当社グループ会社における職務権限等をあらかじめ定め、当社および当社グループ会社の決裁権限を適切に配分することにより効率化を図る。	当社グループ会社の役員は、あらかじめ定められた職務権限等に基づき円滑に意思決定を行い、効率的に職務を執行しております。

(9) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

決議の内容の概要	運用状況の概要
監査役よりその職務を補助すべき者の設置につき要請を受けた場合は、監査役と協議の上、適切な使用人を専任で補助に当たらせるものとする。	当社は、監査役の職務を補助する専任の使用人を置いておりませんが、内部統制監査室や経理部などが適宜監査役の職務を補助するための報告や説明を行っているほか、監査役と連携して監査を実施しております。

（10）前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

決議の内容の概要	運用状況の概要
①前項に記載した監査役に対する補助者を置く場合は、その独立性を確保するため、当該使用人の人事異動に関する決定には、監査役会の事前の同意を得なければならず、その人事考課および懲戒処分については、常勤監査役と協議の上で決定しなければならない。 ②監査役より監査役を補助すべき要請を受けた者は、取締役等の指揮・命令は受けないものとする。	上記事項（9）の運用状況の概要に記載のとおり専任の使用人を置いておりませんが、当該使用人を置く場合は、左記決議内容に即した体制を構築いたします。

（11）取締役または使用人が当社の監査役に報告をするための体制
子会社の取締役・監査役・使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

決議の内容の概要	運用状況の概要
①当社および当社グループ会社の役員および社員は、当社および当社グループ会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査による法令違反などの重大事態を認知した場合は、既存の会議体における報告機会を待たずに速やかに監査役に報告する。 ②上記事項（1）の②に記載した取締役の職務執行状況の報告に関する事項については、監査役と協議の上でこれらの計画を策定する。	①監査役を経営に関する重大な事案に限定した通報窓口として指定し、当該事案を認知した者が直ちに監査役に報告することができる体制を整備しております。 ②各取締役の職務執行状況等の報告事項については、事前に経営会議にて審議し、監査役の意見も踏まえたうえ、最終的に取締役会でその内容を定めております。

(12) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

決議の内容の概要	運用状況の概要
当社および当社グループ会社は、当社の監査役へ報告を行った者に対して、あらゆる面で不利益を被ることがないよう、通報者保護の厳正な運用を図る。	監査役への報告を含め、内部通報を行った者があらゆる面で不利益を被ることがない旨を明文化し、周知徹底しております。

(13) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

決議の内容の概要	運用状況の概要
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用を支払う。	監査役の職務に必要な費用については毎期あらかじめ予算化するとともに、監査役が職務に必要な費用として別途請求があった場合にも速やかに前払いまたは償還しております。

(14) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

決議の内容の概要	運用状況の概要
①当社は、監査役に対しては重要な意思決定に関する会議体の日程を文書で伝え、監査役が出席を望む会議にはいつでも出席して意見を述べることができることとする。	①当社の重要な会議体の日程を毎期策定し経営会議に諮ったうえで監査役に伝え、監査役が出席を望む会議にはいつでも出席できる体制を整備しております。
②監査役会は、代表取締役および会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。	②監査役会と代表取締役との意見交換会を年２回開催しているほか、年度決算における会計監査人からの報告を受ける際、会計監査人との意見交換なども実施しております。

（ご参考）会社の支配に関する基本方針

当社は、「株式会社の財務および事業の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、いわゆる買収防衛策を含め、定めておりません。

(1) 当社の企業価値の源泉について

当社は、1896年の創業以来、一貫して「断つ・保つ」の技術を基盤とし、「極低温」から「超高温」まで、「無機」から「有機」、「金属」までの幅広い材料を扱う独自技術で、安定した製品とサービスを提供しております。

このため、当社製品は基幹産業をはじめ、自動車産業、半導体産業等、産業全般にとって欠かすことのできない部材として、その価値を発揮して幅広く使用されてきております。

これは、単に「独自技術と開発力」が評価されただけではなく、120年を超える長い当社の歴史により培った、幅広いお客さまからの信頼と信用によるものと確信しております。この信頼と信用が当社の企業価値の源泉であります。

(2) 基本的な考え方

当社は、当社株式の大量取得を目的とする買付が行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主のみなさまの判断に委ねられるべきものと考えております。しかしながら、前述した企業価値を揺るがし、多くの株主さま、お客さまが不利益を被るような株式の大量取得の行為につきましては、不適切なものであると考えております。

現時点では、当社は、いわゆる買収防衛策を導入しておりません。ただし、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視し、特に株式の大量取得を企図するものが出現した場合には、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために、積極的な情報収集と適時開示に努めるとともに、株主のみなさまが適切に判断していただけるよう必要な措置を講じてまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科　目	第208期 (2024年3月31日現在)
(資産の部)	
流動資産	**185,114**
現金及び預金	56,376
受取手形及び売掛金	33,455
電子記録債権	18,000
完成工事未収入金	23,999
商品及び製品	22,605
仕掛品	3,687
原材料及び貯蔵品	22,115
未成工事支出金	1,500
その他	3,381
貸倒引当金	△7
固定資産	**105,673**
有形固定資産	**67,976**
建物及び構築物	30,735
機械装置及び運搬具	12,899
土地	15,254
リース資産	266
建設仮勘定	6,611
その他	2,209
無形固定資産	**1,577**
ソフトウエア	916
その他	660
投資その他の資産	**36,119**
投資有価証券	22,377
長期貸付金	181
退職給付に係る資産	7,854
繰延税金資産	1,422
その他	4,325
貸倒引当金	△41
資産合計	290,788

科　目	第208期 (2024年3月31日現在)
(負債の部)	
流動負債	**75,274**
支払手形及び買掛金	21,302
電子記録債務	10,037
1年内償還予定の社債	5,000
短期借入金	16,805
リース債務	262
未払金	5,229
未払法人税等	6,905
未成工事受入金	299
賞与引当金	3,389
その他	6,043
固定負債	**14,595**
リース債務	700
繰延税金負債	5,625
退職給付に係る負債	4,446
訴訟損失引当金	443
その他	3,380
負債合計	89,870
(純資産の部)	
株主資本	**179,488**
資本金	12,128
資本剰余金	13,892
利益剰余金	160,058
自己株式	△6,590
その他の包括利益累計額	**20,192**
その他有価証券評価差額金	12,540
為替換算調整勘定	4,351
退職給付に係る調整累計額	3,301
非支配株主持分	**1,236**
純資産合計	200,918
負債・純資産合計	290,788

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科　　目	第208期 (2023年４月１日から2024年３月31日まで)	
売上高		
商品及び製品売上高	183,774	
完成工事高	65,616	249,391
売上原価		
商品及び製品売上原価	130,064	
完成工事原価	54,561	184,626
売上総利益		**64,764**
販売費及び一般管理費		29,555
営業利益		**35,208**
営業外収益		
受取利息及び配当金	734	
為替差益	1,853	
受取賃貸料	558	
持分法による投資利益	80	
投資有価証券売却益	187	
その他	756	4,171
営業外費用		
支払利息	160	
賃貸収入原価	34	
石綿特別拠出金	47	
その他	162	405
経常利益		**38,974**
特別利益		
固定資産売却益	32	
補助金収入	2	34
特別損失		
固定資産除売却損	143	
減損損失	94	
事業整理損失	223	
訴訟損失引当金繰入額	195	656
税金等調整前当期純利益		**38,352**
法人税、住民税及び事業税	11,488	
法人税等調整額	△237	11,251
当期純利益		**27,101**
非支配株主に帰属する当期純利益		139
親会社株主に帰属する当期純利益		**26,961**

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年4月1日残高	**12,128**	**13,857**	**139,332**	**△4,061**	**161,256**
当連結会計年度中の変動額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		33			33
剰余金の配当			△6,235		△6,235
親会社株主に帰属する当期純利益			26,961		26,961
自己株式の取得				△2,568	△2,568
自己株式の処分		1		39	41
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					
当連結会計年度中の変動額合計	－	34	20,725	△2,528	18,231
2024年3月31日残高	**12,128**	**13,892**	**160,058**	**△6,590**	**179,488**

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2023年4月1日残高	**9,200**	**2,730**	**△828**	**11,103**	**1,382**	**173,742**
当連結会計年度中の変動額						
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						33
剰余金の配当						△6,235
親会社株主に帰属する当期純利益						26,961
自己株式の取得						△2,568
自己株式の処分						41
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	3,339	1,620	4,129	9,089	△145	8,944
当連結会計年度中の変動額合計	3,339	1,620	4,129	9,089	△145	27,175
2024年3月31日残高	**12,540**	**4,351**	**3,301**	**20,192**	**1,236**	**200,918**

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科　目	第208期 (2024年3月31日現在)
(資産の部)	
流動資産	**123,825**
現金及び預金	31,361
受取手形	791
電子記録債権	15,314
売掛金	28,634
完成工事未収入金	16,122
商品及び製品	12,141
仕掛品	1,459
原材料及び貯蔵品	9,805
未成工事支出金	777
短期債権	2,830
短期貸付金	2,920
その他	1,673
貸倒引当金	△6
固定資産	**86,568**
有形固定資産	**40,997**
建物	18,729
構築物	680
機械及び装置	5,366
車両運搬具	35
工具、器具及び備品	571
土地	11,302
リース資産	253
建設仮勘定	4,059
無形固定資産	**776**
ソフトウエア	730
その他	46
投資その他の資産	**44,794**
投資有価証券	21,024
関係会社株式	13,587
長期貸付金	14,578
敷金及び保証金	1,124
保険積立金	1,858
前払年金費用	2,869
その他	425
貸倒引当金	△10,675
資産合計	210,394

科　目	第208期 (2024年3月31日現在)
(負債の部)	
流動負債	**71,642**
電子記録債務	5,771
買掛金	17,042
1年内償還予定の社債	5,000
短期借入金	30,685
リース債務	91
未払金	3,209
未払法人税等	4,896
未成工事受入金	164
預り金	318
賞与引当金	2,192
その他	2,271
固定負債	**8,389**
リース債務	186
退職給付引当金	2,088
長期預り保証金	1,322
繰延税金負債	2,600
訴訟損失引当金	443
その他	1,747
負債合計	80,031
(純資産の部)	
株主資本	**117,888**
資本金	12,128
資本剰余金	13,647
資本準備金	12,569
その他資本剰余金	1,077
利益剰余金	98,704
利益準備金	2,176
その他利益剰余金	96,527
研究開発積立金	350
固定資産圧縮積立金	56
別途積立金	12,331
繰越利益剰余金	83,789
自己株式	△6,590
評価・換算差額等	**12,473**
その他有価証券評価差額金	12,473
純資産合計	130,362
負債・純資産合計	210,394

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科　　目	第208期 (2023年４月１日から2024年３月31日まで)	
売上高		
商品及び製品売上高	155,215	
完成工事高	40,939	196,154
売上原価		
商品及び製品売上原価	117,275	
完成工事原価	34,553	151,828
売上総利益		**44,325**
販売費及び一般管理費		21,646
営業利益		**22,679**
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,776	
為替差益	1,270	
受取賃貸料	1,545	
受取手数料	75	
投資有価証券売却益	187	
その他	501	6,357
営業外費用		
支払利息	119	
社債利息	19	
賃貸収入原価	669	
石綿特別拠出金	47	
貸倒引当金繰入額	11	
関係会社事業損失引当金繰入額	210	
その他	49	1,126
経常利益		**27,910**
特別利益		
固定資産売却益	6	6
特別損失		
固定資産除売却損	98	
訴訟損失引当金繰入額	195	293
税引前当期純利益		**27,623**
法人税、住民税及び事業税	7,674	
法人税等調整額	△315	7,359
当期純利益		**20,264**

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2023年４月１日から2024年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本											
		資本剰余金			利益剰余金							
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
						研究開発積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
2023年４月１日残高	**12,128**	**12,569**	**1,075**	**13,645**	**2,176**	**350**	**62**	**12,331**	**69,756**	**84,675**	**△4,061**	**106,387**
当事業年度中の変動額												
固定資産圧縮積立金の取崩							△5		5	－		－
剰余金の配当									△6,235	△6,235		△6,235
当期純利益									20,264	20,264		20,264
自己株式の取得											△2,568	△2,568
自己株式の処分			1	1							39	41
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）												
当事業年度中の変動額合計	－	－	1	1	－	－	△5	－	14,033	14,028	△2,528	11,500
2024年３月31日残高	**12,128**	**12,569**	**1,077**	**13,647**	**2,176**	**350**	**56**	**12,331**	**83,789**	**98,704**	**△6,590**	**117,888**

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2023年４月１日残高	**9,160**	**9,160**	**115,548**
当事業年度中の変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩			－
剰余金の配当			△6,235
当期純利益			20,264
自己株式の取得			△2,568
自己株式の処分			41
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）	3,313	3,313	3,313
当事業年度中の変動額合計	3,313	3,313	14,814
2024年３月31日残高	**12,473**	**12,473**	**130,362**

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

ニ チ ア ス 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 林 弘 幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 安 正

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニチアス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニチアス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

ニ チ ア ス 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 林 弘 幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 安 正

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニチアス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第208期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの第２０８期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部統制監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和３年１１月１６日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は、認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は、認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

２０２４年5月１５日

ニチアス株式会社　監査役会

常勤監査役　関　　裕　昭 ㊞

常勤監査役　野　瀬　　満 ㊞

社外監査役　岩　淵　　勲 ㊞

社外監査役　村　瀬　幸　子 ㊞

社外監査役　髙　野　信　彦 ㊞

以　上

株主総会会場 ご案内図

会場

東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目１番１号
ロイヤルパークホテル２階「有明」
電話：03-3667-1111（代表）



交通のご案内

◎ 東京メトロ半蔵門線「水天宮前駅」４番出口よりホテル直結
◎ 東京メトロ日比谷線「人形町駅」A２出口より徒歩7分
◎ 都営浅草線「人形町駅」A３出口より徒歩９分
◎ 都営新宿線「浜町駅」A２出口より徒歩 15 分

※本定時株主総会用の駐車場のご用意はありません。
公共の交通機関でお越しいただきますようお願い申しあげます。

ニチアス株式会社

〒104-8555 東京都中央区八丁堀一丁目６番１号 電話：03-4413-1111（総務部）

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK

FSC www.fsc.org ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C022915

環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。